

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	43 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	27 件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和61年4月に国民年金被保険者資格取得（第3号被保険者該当）届を提出していたものと認められることから、第3号被保険者に係る納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から63年3月まで

昭和61年4月当時、第3号被保険者の届出を夫の勤務先であるA社からB市C区役所へ提出してもらったはずである。

しかし、平成2年ごろ、年金手帳が届かないので確認のため、A社及びB市C区役所へ出向いたところ、A社では、きちんとC区役所へ提出してあると言われたが、C区役所では届けは提出されていないと言われた。

平成17年に第3号特例措置に基づく届出を行い、昭和61年4月から63年3月までは第3号被保険者とされたものの、受給する年金への反映は、平成17年6月からである。私としては、昭和61年4月当時、確かに届出を行ったはずなので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成17年に第3号特例措置に基づく届出を行い、昭和61年4月から63年3月まで第3号被保険者と扱われていることから、61年4月時点において、第3号被保険者の要件に該当していたことが確認できる。

また、平成14年3月以前の第3号被保険者種別確認届については、本人が市町村に届出することとされていたが、B市においては、昭和61年4月の第3号被保険者制度開始時において、事業所からも届出が行われていた。

さらに、申立人の夫が昭和61年4月当時勤務していたA社では、61年4月からの第3号被保険者制度開始に合わせて、職員の配偶者（被扶養者）について点検し、該当者については職員に届出書等を提出させ、第3号被保険者種別確認届を行っていたとしており、当時、申立人の夫の同僚であった者についても61年4月に配偶者の第3号被保険者種別確認届が行われていたことが確認できることから申立人の主張に矛盾は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和61年4月に国民年金第3号被保険者種別確認届を提出していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から同年3月まで
② 昭和37年7月から41年3月まで

結婚式を挙げ、実家を離れて夫と暮らし始めたのは昭和36年11月であるが、入籍したのは37年7月であり、このころ実家が私の国民年金手帳を送付してくれて、それまでの国民年金保険料は実家の母親が納めてくれていた。

手帳が送付された後、その所在が不明であったが、昭和38年12月ころに手帳が見付かり、それまで未納であった分を市役所の人に家に来てもらい、さかのぼって納付し、その後は3か月ごとに集金人に支払っていたので、申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の国民年金手帳は申立人の母親が保管していた時期であり、当時、申立人の母親と同居していた兄Aの国民年金手帳記号番号は、申立人と連番で払い出されており、申立期間は納付済みとなっている。

また、同様に申立人の母親と同居していた兄Bは、昭和36年度から59年度までの国民年金加入期間は全て法定免除となっている。

さらに、申立人及びその兄Aの国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親が、申立人の国民年金手帳を保管していた、申立期間の前後である昭和36年4月から同年12月までの期間及び37年4月から同年6月までの期間の保険料を納付し、申立期間のみ納付しなかったとするのは不自然である。

2 一方、申立人は、申立期間②のうち昭和38年12月までの未納は、市役所

の人に家に来てもらい、さかのぼって納付したとしているが、申立人の記憶する納付時期（昭和38年12月ごろ）において、37年7月から38年3月までの保険料は過年度保険料となり、当時、市役所職員等は過年度保険料を徴収しておらず、申立人の主張と相違する。

また、申立人は、保険料をさかのぼって納付したとする期間についての記憶が明確ではない上、申立期間の保険料は1か月150円であったとしているが、当時の保険料額は1か月100円であり、申立人の主張とは相違する等、申立人の当該期間の保険料の納付方法、納付金額についての記憶が曖昧である。

さらに、申立人がこの期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの期間及び54年2月から同年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月から同年3月まで
② 昭和54年2月から同年4月まで

申立期間当時の詳細な記憶は無いが、納付書が送付されてくれば必ず納めるように心掛けていたので、申立期間における国民年金保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②はそれぞれ3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間及び転職時に未納となった2か月を除き国民年金加入期間における保険料は納付済みである上、一部期間においては保険料を前納しているなど申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものとみられる。

また、申立期間①については、納付先のA町は納付書方式を採っていたことが確認でき、申立人は「納付書が送付されてくれば納めるよう心掛けていた。」と主張しており、その納付方法と一致する。

さらに、申立人の被保険者台帳をみると、申立人は昭和52年2月及び同年3月の保険料を過年度納付しており、申立期間①については、同台帳に「50催」と記載されていることから、社会保険事務所から申立人に過年度納付書が送付されたものとみられ、申立人は過年度納付した昭和52年2月及び同年3月と同様に過年度納付したと考えても不自然ではない。

加えて、申立期間②のうち、A町に在住していた昭和54年2月及び同年3月の保険料については、申立人は同年4月にB町（現在は、C市。以下同じ。）へ転出しており、生活環境の変化が認められる時期であることと併せて、申立人は52年2月及び同年3月の保険料を過年度納付していることから同様に過

年度納付されたものと考えられる。

そのほか、昭和 54 年 4 月の保険料については、申立人が同年 4 月 12 日付けで B 町への転入届出を行ったことが C 市の保管する被保険者名簿により確認できる上、C 市では申立期間当時において手続き時に納付することが可能であったとしていることから、申立人が転入届出を行い、その際に保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年6月まで
結婚後、昭和37年4月又は遅くとも同年7月には3か月に一度、区役所から訪れる集金人に、私が夫婦二人分の月額100円の保険料を納付していた。夫の保険料だけを支払い、自分の保険料を支払わなかったとは考えられない。証拠となる国民年金手帳は紛失してしまい無いが、必ず納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間後の、昭和38年7月から60歳到達月の前月まで国民年金保険料をすべて納付しており、平成3年5月からは国民年金基金に加入しているなど納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人が所持する国民年金手帳によると、昭和41年度から45年度まで夫婦同日で3か月に一度、現年度納付していることが確認でき、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の主張と一致する。

さらに、一緒に納付していたとする申立人の夫は、申立期間を含め、昭和36年4月からすべて保険料を納付済みとされていることから、申立人のみ申立期間が未納となっているのは不自然である。

加えて、申立期間の直後となる昭和38年7月から39年3月までについては、申立人の国民年金手帳記号番号払出時点（昭和39年10月）を基準にすると過年度納付となるが、A市保管の被保険者名簿には「7～3(納)」と記載されており、現年度納付を行ったことが推認されることから、申立人の年金記録が的確に反映されていないことがうかがわれる。

そのほか、申立人が記憶する保険料月額（100円）は、当時の保険料月額と一致しており、申立人の主張に不自然なところは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から41年3月までの期間、49年1月から同年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年7月から41年3月まで
② 昭和49年1月から同年3月まで
③ 昭和50年1月から同年3月まで

私は、昭和39年7月に夫と同居し、同年9月から夫の分と一緒にA町役場で国民年金保険料を納付した。所持している私と夫の国民年金手帳（昭和47年度以降）のスタンプから、いつも二人分を同じ日に納付していたことが分かる。これ以前の国民年金手帳が無いので保険料の納付の事実を確認できる資料は無いが、夫が納付になっているのに、私が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年7月にその夫と同居し、同年9月から夫婦二人の国民年金保険料をA町役場で納付したとしている。この点については、夫婦の住民票に、夫婦が共に39年9月に同町に住民登録したことが記録されており、申立期間①の国民年金保険料を同町役場で納付することが可能であったことが確認できる。

また、夫婦が所持する国民年金手帳の印紙検認記録により、昭和47年度から51年度までの夫婦の保険料納付日は、申立期間②及び③を除き、すべて同一日であることが確認でき、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の主張に不自然な点は見受けられない。

さらに、社会保険庁の記録により、申立人の夫は、申立期間①及び③の国民年金保険料を納付（申立期間③は過年度納付）したことが確認でき、これらの

申立期間について、申立人の夫が保険料を納付したにもかかわらず、申立人は納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立期間②については、3か月と短期間で、前後の期間（申立期間②を除く昭和47年4月から49年12月までの期間）は現年度納付されていることから、申立人が申立期間②の保険料を未納としたとするのは不自然である。

なお、申立人の夫の申立期間②の納付記録は、社会保険庁の記録では未納と記録されているが、A町の被保険者名簿では納付と記録されていることが確認できる。

そのほか、申立期間②と③に挟まれる昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料については、社会保険庁の記録では当初未納と記録されていたが、申立人の国民年金手帳に検認印が押印されていることから、平成20年1月30日に、当該期間が納付済みと記録訂正されており、行政における申立人の年金記録の管理に適正を欠いていた状況がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 940

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年2月及び同年3月

昭和のころに国民年金保険料の納付記録を調べてもらったことがあるが、未納は無かったと記憶している。昭和59年に自宅を購入し、仕事も順調だったので納付できないはずがない。申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年度以降、国民年金保険料の未納期間が多数みられるものの、それ以前の期間については、昭和53年11月に加入して以降、平成8年度までの未納は、申立期間の2か月のみである。

また、社会保険庁の記録では、国民年金保険料を重複納付したことによる他の期間の保険料への充当が2回確認でき、納付書が送付されれば、必ず納付した状況がうかがわれる。

さらに、申立期間の前後の期間（申立期間を除く昭和59年4月から61年9月まで）の国民年金保険料は現年度納付している上、他の期間においては、いったんは未納としても過年度納付により納付に努めていた状況がうかがわれることから、申立期間の保険料のみ未納としたとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から42年3月まで
② 昭和43年1月から同年3月まで

申立期間①の当時は、当初、私はA市B区の飲食店に勤務していた。当時の同僚が年金(厚生年金保険か国民年金かは不明)に加入していたということを知ったことがあるので、同僚が加入していて私が加入していないのは納得できない。

また、退職してC区D町で飲食店を開業してからは、妻の義理の姉に国民年金の加入を勧められて加入し、妻が夫婦二人分の保険料を近所の女性の集金人に納付していた。

申立期間②の当時も、妻が夫婦二人分の保険料を同じ集金人に納付していたので未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付はその妻がすべて行っていたとしており、申立人は関与しておらず、申立人の妻が病気のため、その状況について確認することはできないほか、申立期間①について、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無い。

また、申立人は、申立人夫婦がA市B区の飲食店に勤務していた当時は、同僚が年金(厚生年金保険か国民年金かは不明)に加入していたということを知ったことがあるので、申立人夫婦も加入していたはずであるとしているのみで、具体的な国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶は無いほか、飲食店の同僚夫婦は共に、飲食店に勤務していた当時(昭和39年10

月まで勤務)の保険料は未納と記録されている。

さらに、申立人は、C区D町で飲食店を開業してからは、女性の集金人に国民年金保険料を納付していたとしており、その当時に、申立人が居住していた地区の集金人に聴取したところ、同集金人は、申立人夫婦が営業していた飲食店が存在したことは記憶しているが、申立人夫婦の保険料を集金したかは記憶していないとしている。

加えて、申立人とその妻の国民年金手帳記号番号は、連番で昭和42年6月1日に払い出されており、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人夫婦は、42年6月ごろに加入手続を行ったものと推認され、申立期間当時は未加入であったことから、その当時に保険料を納付することはできなかったと考えられる。

そのほか、申立人夫婦の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間①のうち昭和40年4月から42年3月までの保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人は、過年度保険料を扱わない集金人に保険料を納付したとするのみで、過年度納付が行われていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人夫婦は共に、国民年金に加入した昭和42年度以降の保険料については、申立期間②の3か月を除き、60歳到達月の前月までの保険料をすべて納付している。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、記録で確認できる限り、昭和47年度以降、夫婦共に現年度納付されていること、及び保険料の納付日が確認できる53年度から55年度までは、夫婦の保険料納付日が同一であることが確認でき、申立人の妻が、申立人夫婦の保険料を一緒に納付していたとする申立人の説明に不自然な点は見受けられない。

さらに、申立人の説明のとおり、申立人夫婦が居住していたC区D町では、申立期間②の当時に国民年金保険料の集金人が存在したことが確認できる上、その当時、申立人夫婦は飲食店を経営していたことから、集金人が来訪した際に夫婦二人が共に不在であったとは考えられず、集金人が訪れたにもかかわらず、国民年金に加入したとみられる昭和42年度以降において、申立期間②の保険料のみ未納としたとするのは不自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から42年3月まで
② 昭和43年1月から同年3月まで

申立期間①の当時は、当初、私はA市B区の飲食店に勤務していた。当時の同僚が年金(厚生年金保険か国民年金かは不明)に加入していたということを知ったことがあるので、同僚が加入していて私が加入していないのは納付できない。

また、退職してC区D町で飲食店を開業してからは、私の義理の姉に国民年金の加入を勧められて加入し、私が夫婦二人分の保険料を近所の女性の集金人に納付していた。

申立期間②の当時も、私が夫婦二人分の保険料を同じ集金人に納付していたので未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立期間当時、申立人夫婦の国民年金保険料の納付は申立人がすべて行っていたとしているが、申立人が病気のため、その状況について確認することはできない。そのため、申立人の夫に聴取しても、申立人の夫は保険料の納付に関与しておらず、具体的な説明を得ることができないほか、申立期間①について、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無い。

また、申立人の夫は、申立人夫婦がA市B区の飲食店に勤務していた当時は、同僚が年金(厚生年金保険か国民年金かは不明)に加入していたということを知ったことがあるので、申立人夫婦も加入していたはずであるとしているのみで、具体的な国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶は無

いほか、飲食店の同僚夫婦は共に、飲食店に勤務していた当時（昭和 39 年 10 月まで勤務）の保険料は未納と記録されている。

さらに、申立人の夫は、C 区 D 町で飲食店を開業してからは、女性の集金人に国民年金保険料を納付していたとしており、その当時に、申立人が居住していた地区の集金人に聴取したところ、同集金人は、申立人夫婦が営業していた飲食店が存在したことは記憶しているが、申立人夫婦の保険料を集金したかは記憶していないとしている。

加えて、申立人とその夫の国民年金手帳記号番号は、連番で昭和 42 年 6 月 1 日に払い出されており、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人夫婦は、42 年 6 月ごろに加入手続を行ったものと推認され、申立期間当時は未加入であったことから、その当時に保険料を納付することはできなかったと考えられる。

そのほか、申立人夫婦の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間①のうち昭和 40 年 4 月から 42 年 3 月までの保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人の夫は、過年度保険料を扱わない集金人に保険料を納付したとするのみで、過年度納付が行われていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人夫婦は共に、国民年金に加入した昭和 42 年度以降の保険料については、申立期間②の 3 か月を除き、60 歳到達月の前月までの保険料をすべて納付している。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、記録で確認できる限り、昭和 47 年度以降、夫婦共現年度納付されていること、及び保険料の納付日が確認できる 53 年度から 55 年度までは、夫婦の保険料納付日が同一であることが確認でき、申立人が、申立人夫婦の保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫の説明に不自然な点は見受けられない。

さらに、申立人の夫の説明のとおり、申立人夫婦が居住していた C 区 D 町では、申立期間②の当時に国民年金保険料の集金人が存在したことが確認できる上、その当時、申立人夫婦は飲食店を経営していたことから、集金人が来訪した際に夫婦二人が共に不在であったとは考えられず、集金人が訪れたにもかかわらず、国民年金に加入したとみられる昭和 42 年度以降において、申立期間②の保険料のみ未納としたとするのは不自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から同年3月まで

私達夫婦の昭和54年4月以降の国民年金保険料については、主に妻がA銀行かB市役所内のA銀行で納付していた。私は厚生年金保険と国民年金の切替時の昭和50年3月について未納となっていることは承知しているが、54年4月以降については納付書が送られてくればすべて納付していたはずなので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立回数は1回であり、かつ申立期間も3か月と短期間である。

また、社会保険庁が保存する申立人夫婦の国民年金被保険者台帳を見ると、申立期間が属する昭和56年度の申立期間以外の期間、その前後の年度である54年度、55年度及び57年度のすべてにおいて、納付日は不明であるものの現年度納付であることが確認できる。

さらに、同台帳の申立期間が属する昭和56年度の摘要欄を見ると、社会保険事務所から申立期間の過年度納付用納付書が申立人夫婦へ送付されていることが確認でき、加えて、申立人夫婦の申立期間の生活状況は、申立期間前後と比較しても変化していないと推測でき、申立人夫婦は納付書が送られてくればすべて納付したとしていることから、申立人は申立期間について保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から同年3月まで

私達夫婦の昭和54年4月以降の国民年金保険料については、主に私がA銀行かB市役所内のA銀行で納付していた。私は申立期間前に約3年の国民年金に未加入の期間や未納の期間はあるものの、54年4月以降については納付書が送られてくればすべて納付していたはずなので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立回数は1回であり、かつ申立期間も3か月と短期間である。

また、社会保険庁が保存する申立人夫婦の国民年金被保険者台帳を見ると、申立期間が属する昭和56年度の申立期間以外の期間、その前後の年度である54年度、55年度及び57年度のすべてにおいて、納付日は不明であるものの現年度納付であることが確認できる。

さらに、同台帳の申立期間が属する昭和56年度の摘要欄を見ると、社会保険事務所から申立期間の過年度納付用納付書が申立人夫婦へ送付されていることが確認でき、加えて、申立人夫婦の申立期間の生活状況は、申立期間前後と比較しても変化していないと推測でき、申立人夫婦は納付書が送られてくればすべて納付したとしていることから、申立人は申立期間について保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から43年3月まで

私は、両親が加入手続をしてくれたので婚姻前から国民年金に加入していた。昭和37年6月にA市で夫と同居（入籍は昭和37年8月）を開始するまでの保険料納付は、実家のあるB市で両親が行ってくれていたため詳細は知らない。最初の国民年金手帳の記憶は無いが、その後の41年4月1日発行の手帳は持っている。夫との同居開始後の保険料納付については、私が自宅に来た集金人へ途切れることなく納付していた。このため、申立期間について納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和37年6月にその夫と同居を開始するまで、実家であるB市で申立人の両親及び兄夫婦と同居していたが、申立人の兄夫婦の国民年金手帳記号番号は申立人と同時に連番で払い出されており（国民年金手帳記号番号払出日は不明であるが、資格取得日が昭和35年10月1日であることから36年3月以前と推認される。）、共に35年10月1日を資格取得日として強制加入している（なお、申立人は申立人の夫との同居開始時と考えられる昭和37年6月28日に資格喪失し、同日に任意加入として資格取得）。

また、申立人は、申立人の夫と同居する前（昭和37年6月同居、同年7月住所異動、同年8月入籍）の申立人の保険料及び申立人の兄夫婦の保険料は両親が納付していたと思うと説明している。申立人は国民年金加入手続や保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとする両親は既に亡くなり、申立人の兄夫婦も高齢で当時の納付状況は聴取できないものの、申立人の兄夫婦については、申立期間を含む全加入期間について未納は無いことや、申

立人の申立期間直前の昭和 36 年度は納付済みとなっていることから考えると、申立人の申立期間のうち、少なくとも、申立人がその夫と同居を開始する前の期間(昭和 37 年 4 月及び同年 5 月)については、申立人の両親が納付していたものとするのが自然である。

- 2 申立人は、申立人の夫と同居するため、昭和 37 年 6 月に B 市から A 市へ転居し、同年 6 月 28 日付けで任意加入となっているが、申立人は、1 で述べた申立人の最初の国民年金手帳について記憶に無いと述べており、当時は国民年金手帳に検認を受ける印紙検認方式での納付が行われていたことから、申立期間のうち 37 年 6 月から 41 年 3 月までの保険料について申立人が現年度納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が所持する昭和 41 年 4 月 1 日発行の国民年金手帳を見ると、昭和 41 年度及び 42 年度の検認日付欄は空白であり、両年度の印紙貼付欄は 43 年に未納確認のため切り取られたことが確認でき、43 年 4 月から同年 9 月までの保険料納付について同年 7 月 6 日付けで検認されていることから、申立人は少なくとも 41 年度及び 42 年度分の保険料は現年度納付していなかったと推認される。

さらに、申立人は、「自宅に来た国民年金推進員(集金人)へ納付した。」と述べており、A 市の国民年金推進員(集金人)は過年度納付を取り扱っていないことから、申立人が申立期間の保険料について過年度納付したとも考え難い。

加えて、申立人は昭和 37 年 6 月に B 市から A 市に転居した以後、A 市外への異動歴は無いことから、申立人が納付していたと仮定しても約 6 年間にわたって納付が記録されないことは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和26年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月1日から同年6月1日まで
社会保険事務所で、厚生年金保険の被保険者期間を調べたところ、申立期間については被保険者記録が無い旨の回答を得た。

しかし、私は、A社に入社後、一度も途中退社することなく勤務しており、被保険者記録に空白期間があることには納得できないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社発行の在籍証明書により、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和26年5月1日に同社C支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和26年6月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社本社における資格取得日に係る記録を昭和45年10月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 2 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 3 月に A 社に入社し、現在まで継続して勤務しているにもかかわらず、申立期間については厚生年金保険の被保険者記録が無い。

私は、昭和 45 年 10 月 2 日に A 社 B 工場から本社に異動し、申立期間については本社で勤務していたはずであるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立期間の在籍を証明する A 社の資料及び同僚の証言から判断して、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和45年10月2日に同社B工場から本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社本社における昭和45年11月の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、同申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 5 月 26 日から 34 年 10 月 1 日まで
② 昭和 34 年 10 月 1 日から 36 年 5 月 1 日まで
③ 昭和 36 年 5 月 1 日から 39 年 3 月 31 日まで

申立期間①及び③については、昭和 42 年 4 月 3 日に脱退手当金支給済みとなっているが、受け取った記憶は無いので、支給記録を取り消してほしい。

また、申立期間①はA社、申立期間③はB社での厚生年金保険被保険者期間となっているが、A社とB社は名称や業務内容が変わったものの同じ経営者であり、継続して勤務していたので、無資格となっている申立期間②についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③の脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険資格喪失日から約3年後の昭和 42 年 4 月 3 日に支給決定されたことになっており、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票の申立人の氏名は昭和 42 年 3 月 28 日に旧姓から新姓へ変更処理されたことが確認できるが、厚生年金保険被保険者原票は訂正されておらず、かつ、申立人の名前については、脱退手当金支給報告書、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票、厚生年金保険被保険者原票はいずれも誤っているなど、脱退手当金が支給されるまでの一連の事務処理が適正になされたものとは考え難い。

さらに、「私は、以前勤めていた会社の脱退手当金をもらっていないから、将来、厚生年金をもらえる。厚生年金を受給することを楽しみにしている。」と、昭和 60 年代ころに申立人が述べていたとする知人の証言があり、申立人

が以前から脱退手当金を受給していないと認識していることは信用できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び③に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

申立期間②について、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い上、保険料控除に係る申立人の記憶も曖昧である。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日は昭和34年10月1日、B社が厚生年金保険の適用事業所となった日は36年5月1日であり、申立期間②については、A社及びB社ともに厚生年金保険の適用事業所の手続が行われていないことが確認できる。

さらに、B社には当時の資料が残っておらず、A社及びB社における在籍記録及び厚生年金保険加入に係る記録は確認できない上、申立期間当時の事業主も既に死亡しており、周辺事情を調査することができない。

加えて、申立人以外にも、当時の事業主以下11人がA社で昭和34年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、B社で36年5月1日に被保険者資格を取得しており、この間は全員厚生年金保険被保険者記録が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から48年6月まで

申立期間の国民年金保険料は、婚姻前については実父が、また、婚姻後については義母が家に来ていた集金人に納付してくれていたと思うので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年11月から41年12月までのA社勤務に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続、及び申立期間のうち申立人が43年1月に婚姻するまでの期間の国民年金保険料の納付について、いずれも関与しておらず、これらを行ったとする申立人の実父も既に死亡しているため、A社退職に伴う厚生年金保険から国民年金への切替手続、及び申立期間のうち申立人の婚姻前の保険料の納付状況について確認することはできない。

また、申立人は、申立期間のうち昭和43年1月の婚姻後の期間の保険料の納付についても関与しておらず、この期間の保険料を納付していたとする申立人の義母も既に死亡しているため、申立期間のうち申立人の婚姻後の保険料の納付状況についても確認することはできない。

さらに、申立人には婚姻前に払い出された国民年金手帳記号番号のほかに、婚姻後にも申立人の夫と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されているが、この記号番号に係る国民年金被保険者資格取得手続は、昭和48年9月ごろに行われたことが確認でき、この時点では申立期間の大半は時効のため保険料を納付することはできない上、申立人が申立期間の保険料をすべて納付するには、後に実施された第2回、第3回の特例納付及び過年度納付を利用してさかのぼって納付するしか方法は無く、申立人の主張とは異なる。

加えて、現在、確認できる申立人に対して払い出された2つの国民年金手帳

記号番号（昭和 36 年 3 月及び 48 年 8 月に払出し）以外に、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないほか、申立期間の保険料の納付があったことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から同年11月までの期間及び42年5月から44年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月から同年11月まで
② 昭和42年5月から44年12月まで

20歳になった昭和41年1月だったと思うが、A町（現在は、B市。以下同じ。）役場で国民年金の加入を勧められ加入手続をした記憶がある。

申立期間の国民年金保険料は、3,000円程度を年4回、A町役場へ持参して納付していた。

その際、保険料を納付する都度、国民年金手帳のページをミシン目で切り取られ、切り取られた部分については保険料を納めたものと理解していた。

昭和45年にC市に転居したが、転居先では保険料を市役所へ持参して納付した記憶は無い。

申立期間の保険料は納付した記憶があるので、納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和44年11月から45年1月ごろとみられ、申立人の国民年金被保険者資格取得年月日は45年1月1日とされていることから、申立人は、申立期間においては国民年金には未加入であったことになり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が記憶する申立期間の保険料月額（1,000円程度）は当時の保険料月額（100円から250円）とは乖離^{かいり}している。

さらに、申立人は申立期間当時の国民年金の保険料については、毎回、住民税と一緒にA町役場の同じ窓口で納付書により納付したとしているが、B市

(昭和 44 年 3 月まで A 町) では、申立期間①及び②を通じて、国民年金保険料は印紙納付であったとしている上、国民年金保険料の納付の窓口と住民税の納付の窓口は別々であったとしており、申立人の主張とは異なる。

加えて、申立人に、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料(確定申告書、家計簿、日記等)も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から55年3月まで

平成20年1月ごろ、テレビで年金記録について色々問題があることを知り、社会保険事務所で私の国民年金の納付記録を確認したところ、昭和53年1月から55年3月までが未納になっていると言われた。53年1月ごろに夫が市役所に行き加入手続をして、後日、未払い分の国民年金保険料(7万から8万円ぐらい)を全部納めたはずなのに未納となっているのは納得がいけない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年1月ごろに、申立人の夫が申立人の国民年金加入手続をしたと主張しているが、申立人は当時、外国籍であり、国民年金に加入することはできない上、申立人は、申立期間の保険料の納付時期を覚えておらず、納付状況に係る記憶が明確ではない。

また、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、申立人が昭和56年10月に帰化した後の57年3月であり、このころに申立人の夫が申立人の国民年金加入手続を行い、申立人が居住していたA市では、申立人が同市に転入した53年1月にさかのぼって資格取得させたものとみられるが、この時点を基準とすると、申立期間のうち53年1月から54年12月までの期間の保険料は時効により納付できない。

さらに、申立期間直後の納付済期間は過年度納付によるものであり、申立期間のうち昭和55年1月から同年3月までの期間も国民年金手帳記号番号払出しの時点で過年度納付が可能であったが、この期間を含めた遡^{そきゅう}及納付可能期間(昭和55年1月から57年3月まで)の保険料額は約11万円となり、申立人

が納付したとする保険料額（7万から8万円ぐらい）とは相違する。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、国民年金制度発足時の昭和36年にA市B区役所へすぐ加入の手続に行った。夫はサラリーマンで厚生年金保険だった。57年2月に、厚生年金保険に加入するまでは、国民年金保険料を支払い続けていた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足時の昭和36年にA市B区役所において国民年金被保険者資格取得手続をしたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、49年2月8日にA市C区役所で払い出されており、申立人は、このころにC区において国民年金被保険者資格取得手続をとったものとみられ、申立人の主張と相違する。

また、国民年金手帳記号番号の払出日を基準にすると、申立期間は特例納付によるほかは、時効により保険料を納付できない。

さらに、申立人は昭和36年から集金人に保険料を納付したとしているが、A市において国民年金推進員（集金人）による保険料徴収が実施されたのは、37年11月からであり、申立人の主張とは一致しない。

加えて、社会保険庁の記録では、申立人は昭和50年6月27日に40年4月から46年3月までの期間について特例納付を行っているが、申立人はその記憶は無いとする等、保険料納付についての申立人の記憶は必ずしも明確ではない。

その上、申立人へ国民年金手帳記号番号が払い出された昭和49年2月時点で申立人は44歳で、特例納付によらなければ国民年金受給権を取得できない状況であり、40年4月から申立人の60歳到達時までの期間を試算すると受給

権を満たす 24 年（受給資格期間短縮特例適用者）と合致することから、受給権を取得することを考慮に入れ 40 年 4 月からの保険料を特例納付したと認められる。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年3月まで

私は、昭和50年にA市において国民年金の加入手続を行い、その際、市役所の担当窓口で36年4月分までさかのぼって保険料を納付するため20万円から30万円を一括して現金で納めた。申立期間が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人は、昭和50年12月25日に、当時実施されていた第2回特例納付により昭和46年度及び47年度分の保険料を納付するとともに、過年度納付により48年度及び49年度分の保険料を納付している。

申立人は、事情聴取において昭和50年12月25日に一括して納めた金額を20万円から30万円としているが、社会保険事務所への照会申出書の中では8万円ぐらいとしており、申立人の保険料納付額についての記憶は曖昧である。

また、昭和50年12月時点において、前述の特例納付した期間に加えて申立期間を特例納付した場合の保険料額、過年度納付した保険料額及び昭和50年度の現年度保険料分をまとめて納付した場合の保険料額の合計は16万1,850円であり、申立人が主張する金額とは相違する。

さらに、申立人は国民年金に加入した昭和50年時点では38歳で、この時点で、60歳到達の前月までに年金受給権確保に必要な保険料納付月数(300か月)を確保するには、昭和50年度分の保険料を納付しても37か月の保険料納付月数が不足することになり、これを満たすため、申立期間を除き、前述の特例納付及び過年度納付により48か月分の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

加えて、申立人はA市からの転出は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番

号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から52年3月まで

昭和54年5月ごろに、国民年金加入手続のために区役所支所へ行った際、「未納期間は20万円支払うことで保険料を支払ったことになる。」と30代ぐらいの男性職員から言われ、20万円を支払った。その場で領収書をもたえなかったことは気になったが、国民年金手帳を受け取ったのでそれが領収書だと思い、特に問い合わせはしなかった。国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無いが、20万円を支払ったことは確かに記憶があり、納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年5月9日に払い出されており、申立人はこのころに国民年金の加入手続を行ったとみられる。この時期は第3回特例納付実施期間中であり、申立期間について特例納付は可能な期間である。

しかし、申立人は、国民年金加入手続時にその時点の未納期間の保険料として20万円を納付したと主張しているが、社会保険庁の記録によれば、申立人は加入手続をした後の昭和54年7月に昭和52年度分を、同年8月に53年度分の保険料を過年度納付しており、申立人の主張と相違する。

また、過年度納付及び第3回特例納付により申立期間を含む国民年金加入手続時点における未納期間(昭和46年6月から54年3月まで)の保険料を納付した場合の保険料は33万9,160円であり、申立人の主張する20万円とは相違する。

さらに、申立人の国民年金加入時点の年齢は32歳で、60歳到達の前月まで

の保険料納付可能月数は 336 か月であり、受給権確保のための保険料納付月数（300 か月）を確保することは可能であったことから、納付義務のあった前述の 2 年度分（24 か月）の保険料のみを過年度納付したと考えることも不自然ではない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年11月から59年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年11月から59年4月まで
申立期間については、自営業であった当時の夫が、国民年金の加入手続を行い、A市役所や金融機関で私たち夫婦の保険料を納付してくれていたはずなので、未納になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の元夫からの聴取について、申立人の同意が得られないため、その状況について確認することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和63年7月にB市C区で払い出されており、申立期間当時に、夫婦が居住していたA市で別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続は63年7月ごろに行われたものと推認され、申立期間当時には、未加入であったことから、申立人の元夫が申立人の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出される以前の期間である昭和61年度及び62年度の保険料が納付されたことが確認できる。これは、申立人の加入手続の時点で時効とならない期間の保険料を過年度納付したものと考えられるが、申立期間の保険料については、加入手続の時点で時効となり、納付することはできない。

加えて、申立人は、その元夫が、夫婦の国民年金保険料を納付していたはずであるとしているが、社会保険庁の記録では、申立人の元夫が国民年金に加入した記録は確認できない。

そのほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月、49年1月及び49年12月から50年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年12月及び49年1月
② 昭和49年12月から50年4月まで

申立期間①及び②の国民年金保険料の納付書を当時持っており、申立期間①の保険料を昭和49年度の12月以降に一括して、申立期間②の保険料を50年度中に分割して、A町役場の窓口で納付したことを記憶しているため、未納とされていることは納得できない。

また、昭和49年1月及び50年4月は厚生年金保険に加入していたが、国民年金保険料も納付したため保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金加入手続については明確な記憶がなく、申立期間②については、加入手続の記憶は無いが納付書が届いたので保険料を納付したとしており、加入手続に関する記憶が不明瞭^{りょう}である。

また、社会保険庁のオンラインシステム記録では、申立人の国民年金資格(第1号被保険者)取得日は平成11年1月1日と記録されており、申立期間①及び②当時に申立人が国民年金に加入した記録は無いほか、申立人が申立期間①及び②当時に居住していたA町で、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されていた記録も確認できない。

さらに、申立人が唯一所持している年金手帳でも、厚生年金保険の記号番号の記載のみで国民年金手帳記号番号の記載は無いことから、申立人が初めて国民年金の加入手続を行ったのは、基礎年金番号制度が創設された平成9年1月以降であったと推認される。

以上のことから、申立人は申立期間①及び②当時に国民年金の加入手続を行っておらず、かつ申立期間①及び②は無資格期間であり、無資格者である申立

人に対して納付書が発行されることは無く、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を昭和 49 年 12 月以降に納付し、申立期間②の保険料を昭和 50 年度中に 2 回から 3 回に分割して納付したとしていることから、ほとんどが過年度納付に該当すると考えられる。

しかし、A 町では、保険料を窓口で納付することは可能であったが、過年度保険料は取り扱っていなかったとしており、A 町役場の窓口で申立期間の保険料を納付したとする申立人の説明と矛盾する。

そのほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの期間及び平成7年4月から11年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から44年3月まで
② 平成7年4月から11年4月まで

申立期間①は、昭和49年2月ごろ、当時40歳手前で未婚だった私の将来を心配した姉が、A市B区役所で国民年金加入手続を行い、36年4月から2年ごとの6回分の納付書を作ってもらった。姉から「手持ちのお金で保険料を納付したので、後は自分で納付しなさい。」と言われ、納付書を渡された。その後、姉にも度々納付したかと尋ねられて、納付したと姉に答え、姉もそれを覚えているので、未納とされているのは納得できない。

また、申立期間②は、姉の勧めによりC社会保険事務所で、高齢任意加入の手続を行い、その後、納付書が送付されるたびに、D銀行かE郵便局で納付したので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、社会保険事務所で受領したとする6枚の国民年金保険料の納付書のうち、2枚の領収証書（昭和49年4月に過年度納付した昭和46年度及び47年度分保険料並びに49年12月に特例納付した44年度及び45年度保険料）を所持しているが、申立期間①に係るものとみられる残り4枚の納付書の領収証書は廃棄したとして所持していないほか、これら4枚の納付書に係る保険料の納付時期についての記憶は不明確である。

また、申立人は、6枚の納付書のうち1枚の納付書の国民年金保険料については、その姉が納付し、昭和48年度の現年度保険料は申立人自身が納付したと述べているが、申立人の姉は、48年度の現年度保険料を納付し、納

付書に係る保険料は納付していないとしており、申立人の説明と相違する。この点については、申立人の国民年金手帳により、申立人の姉が申立人の加入手続を行ったとする昭和49年2月に48年度分の保険料が現年度納付されたことが確認できることから、申立人の姉が、48年度分の保険料を納付したものと推認でき、申立人の記憶には不確かな点が見受けられる。

さらに、申立人の姉は、「現在、申立人が所持しているものとみられる2枚の領収証書を見たことはあるが、申立期間①の国民年金保険料については、申立人から納付したとの説明を聞いたのみで、領収証書は見たことが無い。」と述べている。

加えて、申立人は、申立期間①の特例納付保険料をA市B区役所で納付したと述べているが、同区役所では、国庫金（特例納付保険料、過年度保険料）は取り扱っていなかったとしており、このことは、現に申立人が所持する2枚の領収証書に郵便局の領収印が押されていることとも符合する。

そのほか、申立人が所持している2枚の領収証書に係る保険料（昭和46年度及び47年度分の過年度保険料並びに44年度及び45年度分の特例納付保険料）を昭和49年度に納付したことにより、60歳到達月の前月までの保険料納付可能期間が国民年金受給権確保に必要な25年を満たすことになることから、申立人が、国民年金受給権確保のために必要な納付可能期間を考慮して前述の期間の保険料を過年度納付及び特例納付したものとも考えられる。

- 2 申立期間②について、申立人は、49か月に及ぶ申立期間②中、納付書が送付されるたびに国民年金保険料を納付したとしているが、その保険料額や納付場所についての記憶は曖昧である。

また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料について過年度納付書を送付された記憶は無いとしているが、社会保険庁のオンラインシステムの記録では、申立期間②の最終月の時効完成間際である平成13年4月に、過年度納付書が発行された記録があり、申立人の説明と相違する。

- 3 申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月から53年4月までの国民年金保険料については、納付していたもの及び免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月から53年4月まで

昭和51年9月に当時の勤務先が倒産し失業してしまったので、私がA市B区役所へ行き、私と前妻の国民年金加入手続を行った。加入してから7か月か8か月間ぐらひは、B区役所から集金に来ていた女性職員に私が夫婦の保険料を月に3,000円ぐらひ納付していた。その後は夫婦の免除申請を2回ほど行った記憶もある。このため、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和51年9月から申立人の元妻の保険料と併せて7か月か8か月間は納付し、その後、免除申請を2回したと主張していることから、申立期間のうち、昭和51年度分について納付し、52年度及び53年度について免除申請したとの申立てであると考えられる。

しかし、申立人の元妻の記録を見ると、申立期間のうち、昭和52年12月まで未納である上、53年1月からは免除の記録があるものの、これは平成19年に届出された法定免除の記録であり、それまでは未納期間であったことから、申立人の納付記録と一致していたことが確認できる。

また、申立人には昭和52年度に不在決定（被保険者の住所地に納付書を送付しても届かないため、これらの送付を停止すること。）が行われた後、昭和53年4月28日にB区からC区へ転入したことを把握した記録がある上、申立人が所持する51年9月に発行されたとみられる年金手帳の住所欄にはB区の住所が記録されているのみであり、申立人はC区への住所変更手続を行っていないと考えられることから、53年度に免除を申請したとは認め難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたこと又は免除されていた

ことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人の元妻への聴取を行うことができず、申立内容を裏付ける証言も得られない。

加えて、申立人へ別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたもの及び免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から49年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から49年2月まで

私の国民年金加入手続や保険料納付は亡くなった夫に任せていたので何も分からない。しかし、夫は私の保険料を納めていたはずであり、申立期間について国民年金に加入していないということは考えられない。保険料の納付があったことを示す資料は何も無いが、納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金加入手続や保険料納付に関与しておらず、これらを行っていたとする申立人の夫も24年前(昭和59年2月)に死亡しており、申立期間当時の納付状況等を聴取することもできないことから、申立期間当時の納付状況等については全く不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年6月に夫婦連番で払い出されており、夫婦共に49年3月3日を資格取得日として強制加入となっている上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は申立期間について国民年金に加入していないこととなり、申立人の夫が申立人の申立期間の保険料について納付したとは考え難い。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号払出しは第2回特例納付実施期間中(昭和49年1月から50年12月まで実施)であることから、申立期間のうち強制加入期間(昭和39年3月から、厚生年金保険被保険者である夫との婚姻前の40年5月まで)は特例納付が可能であるが、前述のとおり、申立期間当時の納付状況等は全く不明である上、申立人の資格取得日の訂正が行われたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人の夫が申立人の申立期間の保険料について特例納付したとも考え難い。

その上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 49 年 6 月において申立人は 35 歳であることから、申立人は、年金受給権が発生する満 60 歳までに最低限必要な保険料納付年数である 25 年を念頭に置いて国民年金へ加入したものと推測される。

このほか、申立人の夫が申立人の申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から61年3月まで

私は、昭和53年7月に国民年金に任意加入して以降、欠かすことなく保険料を納付していた。記録では58年4月1日に国民年金の資格喪失手続きをしたことになっているが、このような手続きをした記憶は無く、国民年金手帳の資格喪失日の58年4月1日も抹消されている。

また、申立期間における保険料は3か月ごとに近くの複数の銀行などで納付書により納付していた。このため、申立期間について国民年金に未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付金額や納付場所についての記憶が曖昧^{あいまい}であることから、申立期間当時の申立人の保険料納付状況は不明である。

また、申立期間当時、A市役所では、国民年金保険料の納付書発送や被保険者が保険料を納付した後の国民年金被保険者名簿作成に関する事務を民間会社に事務委託しており、申立人が主張するように金融機関で納付していたとすれば、市役所以外に複数の銀行などが関与していることとなり、納付記録が長期にわたって記録されないことは考え難い。

なお、A市役所が事務委託していた会社にも当時の資料の存在を確認したが、保存年限経過のため廃棄されており確認はできなかった。

さらに、社会保険庁及びA市役所のいずれの記録においても、申立人は昭和58年4月1日に国民年金の資格を喪失したこととなっていることから、申立期間について納付書が発行されることは無く、金融機関での納付はできなかったものと考えられる。

加えて、昭和58年当時において、A市役所及びA市を管轄する社会保険事

務所では、職権により強制的に国民年金任意加入者の資格を喪失させることは行っておらず、国民年金適用除外要件に該当した場合でも、被保険者が資格喪失の手続をしない限り資格喪失することは無い。このことから、申立人は 58 年 4 月 1 日に国民年金の資格喪失の手続を行い、申立期間について国民年金へは加入していなかったと推認され、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間当時、申立人へ別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月及び同年3月

私は、満20歳に達し短期大学を卒業した昭和50年3月ごろに、A市B区役所へ国民年金加入手続に行った。区役所窓口で申立期間分を納付すれば満20歳に達した時から加入していることとなると言われた。この時の納付金額は2,000円から3,000円ぐらいであり、手持ちのお金で納付できる金額だったのでその場で納付した記憶がある。このため、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号払出日は昭和52年11月10日であり、50年4月1日を資格取得日として強制加入となっている上、社会保険庁が保存する国民年金被保険者台帳やオンライン記録、申立人が所持する制度共通の年金手帳の申立人の資格取得日の記録はいずれも昭和50年4月1日となっており、これらの記録に不自然な点は認められない。

さらに、昭和50年4月から52年3月までの国民年金保険料は53年1月に過年度納付されたものであるが、これは国民年金手帳記号番号払出日からみて不自然ではなく、申立人は20歳に達した時点で国民年金に加入していなかったことがうかがえる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情や、申立人へ別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、そもそも、申立人は申立期間中には短大生で、国民年金は任意加入期間であり、任意加入者はさかのぼって資格取得できないことから、申立人は申立期間について国民年金に加入していなかったと推認され、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び37年8月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年8月から45年3月まで

昭和45年か46年ごろ、当時住んでいたA村（現在は、A町。以下同じ。）役場の職員にさかのぼって国民年金保険料を納付できることを教えてもらい、A村役場で妻の分と併せてそれぞれ約4万円（計約8万円）の保険料を納付した。保険料の納付の事実が確認できるような当時の国民年金手帳や領収書、家計簿などは何も残っていないが、申立期間について、国民年金保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を特例納付した時期を昭和45年か46年ごろとしており、その記憶は曖昧である。

また、A町役場が保管している国民年金被保険者名簿の中に、申立人の名前は無く、かつ申立人のA村在住期間（昭和39年5月から46年7月まで）で保険料納付済みとなっている昭和45年4月から46年7月までの保険料は、B市転入後の47年11月に過年度納付されており、申立人がA村において国民年金関係手続を行い、保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、同時に保険料を納付したとする申立人の妻も申立期間は保険料未納である上、申立期間が104か月であるに対し、その妻の未納期間は87か月であり、申立人と同額（約4万円）の保険料をその妻の保険料として納付したとする申立人の主張は不自然である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申

告書、家計簿等)は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 960

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から45年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から45年4月まで

私は申立期間当時、母子家庭に育ち、A市に在住しB市にある大学へ通っていた。亡き母親が私の将来のために、私が20歳になった時から国民年金に加入し保険料を納付してくれていることを、母親から直接聞いたことがある。

また、母親の友人にこのことを話していた記憶もある。このため、申立期間について未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親や、そのことを聞いたとする申立人の母親の友人は既に亡くなっており、申立期間当時の申立人の加入状況及び納付状況は全く不明である。

また、社会保険庁の記録では、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が所持する制度共通の年金手帳にも国民年金手帳記号番号の記録が無く、申立人が申立期間について国民年金に加入していたことをうかがわせる記録も無い。さらに、申立人が申立期間に在住していたA市において申立人の国民年金被保険者名簿が作成された形跡も無い。これらのことから、申立人は申立期間について国民年金に加入していなかったと推認される。

加えて、申立人の母親が、申立人の申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から52年9月まで

私は、短大卒業後に就職せず父親の扶養家族になっていたため、国民健康保険は父親の被扶養者として加入していた。

また、国民年金の加入手続や保険料納付もすべて父親に任せていたため、その加入時期や納付額等は分からない。しかし、申立期間当時、父親がA市B区役所で姉と私の保険料を一緒に納付していたはずであり、姉は納付済みとされているのに、私だけ未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の父親は既に死亡しており、当時の状況を確認することはできない。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の婚姻後に、申立人の夫の赴任先であるC県D市で昭和55年5月10日に払い出され、同日を資格取得日として任意加入している。これは、申立人が所持する制度共通の年金手帳の国民年金の「初めて被保険者となった日」の記録と一致する上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は第3回特例納付実施期間（昭和53年7月から55年6月まで実施）中であるものの、申立期間のうち申立人が短大生であった昭和48年6月から49年3月までは任意加入期間であり、任意加入者はさかのぼって資格取得することはできず、加えて、任意加入者は特例納付の対象者では無かった。その上、強制加入期間となる

49年4月から52年9月までについては、申立人の資格取得日の訂正が行われたことをうかがわせる事情も無い。これらのことから、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を特例納付したとも考え難い。

このほか、申立人が、申立期間に国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 11 月 21 日から 43 年 4 月 6 日まで
② 昭和 43 年 11 月 21 日から 44 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 44 年 1 月 6 日から同年 4 月 6 日まで
④ 昭和 44 年 11 月 21 日から 45 年 4 月 6 日まで

申立事業所(A社、B社、C社及びD社)での勤務は全て季節工であった。給与明細書等は残っていないが、働いていたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

また、A社は、「臨時従業員についても、原則、厚生年金保険に加入させていた。」と回答しているものの、当時、同社で臨時従業員として働いていた者は、「入社時に事務員から、厚生年金保険への加入を希望するかどうか尋ねられた。」と証言しており、加入の有無、時期については、従業員の判断に委ねられていたことがうかがえる。

さらに、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についてB社に照会したが、これらの事実を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

加えて、雇用保険の加入記録においても、申立人の名前は無い。

申立期間③及び④については、雇用保険の記録から判断して、申立人が申立事業所に勤務していたことは確認できるものの、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用については、C社及びD社に対する照会結果から、これらの事実を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

また、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる

関連資料及び周辺事情は無い。

さらに、申立人には、申立期間当時の同僚の氏名の記憶も無く、当時の同僚から勤務状況等を確認することもできない。

加えて、D社が加入している厚生年金基金の加入記録においても、申立期間に申立人の名前は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月13日から37年6月1日まで

私は、申立期間に確かにA社に勤務していた。当時、厚生年金保険料や失業保険料を引かれていた記憶もあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断して、申立人が、A社においてBとして勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

また、A社は既に全喪しており、当時の事業主及び保険事務を担当していた事業主の妻も亡くなっているため、証言を得ることができない。

さらに、申立人は、「入社当時、社員が10人前後いた。」と証言しているが、厚生年金保険の加入者は6人しか確認できないことから、事業主は、一部の従業員については厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

加えて、新規適用日である昭和28年8月1日から申立期間終期である37年6月1日までの健康保険の整理番号(C番からD番まで)に欠番は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 10 日から同年 8 月 31 日まで

私は、昭和 38 年 3 月 3 日に高校卒業後、同月 10 日ごろから A 社に入社したが、会社更生により解雇された同年 8 月 31 日までの期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した写真及び同僚の証言から判断して、申立人が、申立期間に A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所は昭和 49 年 12 月 26 日に全喪しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除及び在籍について確認できる関連資料及び周辺事情は無い上、申立人には保険料控除に関する具体的な記憶も無い。

さらに、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票においても、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人が提出した写真に写っている同僚のうち、二人についても厚生年金保険の加入記録は確認できない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 7 月から 35 年 3 月まで
② 昭和 35 年 4 月から 36 年 1 月まで

当時のことを証明できるものは何も無いが、昭和 34 年 7 月から 35 年 3 月まで A 社に、35 年 4 月から 36 年 1 月まで B 社に在籍しており、確かに厚生年金保険料を払っていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間①について、申立人は、A 社に勤務していたとしているが、当該事業所について、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において、確認を行ったものの同事業所名及び類似事業所名等の記録は無い。

また、A 社は、所在地を管轄する法務局に商号登記の記録があるものの、社会保険庁のオンライン記録において商号使用人を確認したが、該当者と思われる 3 人については、いずれも既に亡くなっており証言を得られない。

さらに、申立人は、事業主及び上司の氏名については、名字のみの記憶であることから、同事業所の状況や申立人の勤務状況等について確認することができない。

申立期間②について、申立人及び B 社における申立人の同僚の証言から判断して、申立人は、申立期間に同社において勤務していたと認められる。

しかしながら、B 社に厚生年金保険の取扱いについて確認したところ、「当時の状況については不明である。」と回答している。

また、社会保険事務所が保管する申立期間に係るB社の被保険者名簿の中に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月から同年 10 月まで

申立期間は、未成年であったため残業は無く、1日7時間、A社で出荷準備等の作業をしていた。厚生年金保険料が給与から控除されていたかどうかは記憶に無いが、勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い上、申立人には保険料控除に関する具体的な記憶が無い。

また、申立人は、「昭和 41 年 1 月から同年 10 月までの期間に勤務した。」と主張するが、一方で、「前職退職後、暫くの失業期間があり、A社に転職したのは春か夏であった。」とも証言しており、申立期間に関する記憶が曖昧で、期間を特定する資料等も無い。

さらに、A社は昭和 63 年 11 月 1 日に全喪しており、申立期間における申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる資料は無い。

加えて、申立人は、当時、臨時雇いであったと証言しており、正社員と同じように厚生年金保険に加入していたかどうかは不明である。

このほか、申立人が名前を挙げた上司及び同僚の二人についても、厚生年金保険の加入記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立期間④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

さらに、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要ない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 5 月 1 日から 39 年 3 月 29 日まで
② 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 8 月 16 日から同年 11 月 16 日まで
④ 昭和 40 年 9 月から 42 年 8 月まで

社会保険事務所で年金の加入記録を確認したところ、申立期間①、②及び③については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の被保険者期間に算入されず、また、申立期間④については厚生年金保険の加入記録が無いとの回答があった。

脱退手当金は、申立期間③のA社の退職後に支給されたことになっているが、私は、A社という会社には勤めた覚えは無く、昭和40年9月にはB社に勤務していた。B社では、厚生年金保険に加入していなかったかもしれないが、勤務した記憶が無い会社で脱退手当金が支給されたというのは納得できない。

申立期間③のA社の加入記録を削除するとともに、申立期間①及び②に係る脱退手当金の支給記録を訂正し、併せて申立期間④を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している写真、申立人が記憶している事業主及び複数の同僚の厚生年金保険の加入記録等により、申立人がB社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、これらの同僚等は、申立人が当該事業所に勤務していた期間についての記憶は明確ではない。

また、申立人は、「申立期間③に市A社に勤務した記憶は無く、昭和40年9月からB社で事務員として勤務していた。」と主張しているが、社会保険庁の記録によると、申立人は同年8月16日から同年11月16日までA社において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる上、雇用保険の記録によっても申立人が同社に勤務していたことが確認できる。

さらに、申立期間③の当時にB社における厚生年金保険の加入記録のある者（昭和40年5月1日資格取得、41年1月1日資格喪失。）に聴取したところ、同人は、「申立人には記憶は無い。自分が勤務していた期間中、事務員は事業主の妻と自分の二人だけであり、申立人はいなかった。」と証言している。

加えて、申立期間④については、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、申立人自身、厚生年金保険料が控除されていた確かな記憶は無いとしている。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要ない。

一方、申立期間①及び②の脱退手当金については、脱退手当金を受給する場合、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであり、これにより昭和42年9月1日に支給決定された脱退手当金は、申立人の複数の厚生年金保険の加入期間すべてを基礎として計算されている上、記録上の支給額と申立人が受給したとされる額はおおむね一致するなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 27 日から 40 年 3 月 30 日まで

私は、昭和39年夏にA社に就職し、42年8月3日まで勤務した。

しかし、厚生年金保険の記録は、昭和40年3月30日に資格取得となっており、入社後、約半年間については被保険者としての記録が無いが、39年10月には健康保険証を貰っていた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社発行の在籍証明書により、申立人が昭和39年8月19日から42年8月3日まで同社に在籍していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者原票について、昭和39年6月1日から申立人の資格取得日である40年3月30日まで確認したが、その間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い上、申立人に係る厚生年金保険手帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者原票の資格取得日は、いずれも40年3月30日であることが確認でき、申立人の資格取得に係る社会保険事務所の記録に不自然な状況はうかがえない。

また、社会保険事務所の記録により申立人と同じ昭和40年3月30日にA社において厚生年金保険の資格を取得した12人のうち、同社の人事記録で入社時期が確認できる8人について厚生年金保険の資格取得時期を確認したところ、入社と同時に資格取得した者は無く、いずれも入社から1か月から9か月経過後に資格取得していることが確認できることから、同社においては、採用後すぐに厚生年金保険に加入する取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 802

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 11 月から 48 年 11 月 1 日まで

私は、昭和45年からアルバイトとしてA社に住み込みで勤務していた。

私が申立ての事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたことについて、証言を得られる同僚はおらず、給与明細書も無いが、給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶はあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所は、「申立人が勤務していたことは確かであるものの、申立人に係る昭和48年分所得税源泉徴収簿により、申立期間は雇用契約前であることが確認できる。」と証言している。

また、申立人に係る戸籍の附票によると、申立人がA社の社員寮があるB市に転居したのは申立期間後の昭和48年12月1日であることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険・厚生年金保険被保険者原票について、昭和44年8月1日から申立人の資格取得日である48年11月1日まで確認したが、その間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 1 日から同年 5 月 22 日まで
A社では、事業主である夫と私の二人だけが厚生年金保険に加入していた。年金記録を確認したところ、申立期間については、夫は厚生年金保険に加入しているが、私は未加入となっていることが分かった。
申立期間当時、保険料納付事務は私が担当しており、夫と同じ期間の厚生年金保険料を納付した覚えがあるので、私の記録は夫と同じでなければならず、申立期間に係る記録が無いのは納付できないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人は、申立期間のうち、平成 7 年 4 月 6 日から同年 5 月 22 日まで申立人の夫の健康保険被扶養者であったことが確認できるとともに、B市の国民健康保険の記録によると、申立人は、同年 5 月 22 日に政府管掌健康保険の離脱により国民健康保険に加入したことが確認でき、厚生年金保険と国民健康保険の記録は符合している。

また、社会保険事務所の国民年金の加入記録によると、申立人及び申立人の夫は平成 7 年 7 月 11 日に国民年金に加入し、同年 4 月 6 日に厚生年金保険の資格を喪失した申立人は同年 4 月及び 5 月、同年 5 月 22 日に資格喪失した申立人の夫は同年 5 月の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 804

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から同年 12 月まで
② 昭和 56 年 1 月から 57 年 3 月まで

私は、申立期間①について正社員としてA社に勤務した。申立期間②についてB社に住み込みで働いた。申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①当時におけるA社の経理担当者及び同僚の証言により、勤務期間は不明だが申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、当該事業所は既に解散しており、申立期間当時の書類の保存は無く、当時の事業主も既に死亡していることから証言を得ることはできない。

さらに、申立期間に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、整理番号に欠番は無く申立人の記録が欠落したとは考え難い。

2 申立期間②について、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、B社の事業主は、「申立期間②当時は、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。また、当該期間について従業員の給与から厚生年金保険料の控除を行っていなかった。」旨の証言をしている。

さらに、社会保険事務所の記録から、B社は、申立期間以後の昭和 62 年 6 月 12 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用

事業所ではなかったことが確認できる。

- 3 このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月 13 日から平成元年 4 月 1 日まで
私は、昭和 63 年 7 月から平成元年 3 月まで A 事業所にフルタイムで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の A 事業所勤務時代の写真により、申立人は同所に勤務していたことが認められる。

しかし、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、A 事業所を管轄する B 市は、同所は共済組合の適用事業所であるとしており、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録上、申立人は、昭和 63 年 4 月 1 日から平成元年 4 月 1 日まで国民年金第 3 号被保険者となっており、申立期間において申立人の国民年金第 3 号納付記録が存在する。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年11月1日から29年4月1日まで
② 昭和29年4月1日から31年3月10日まで

申立期間①は、A社において、工場火災の後、再建のために雇われ、キャラクターの製造と販売を行っていた。給料からは色々と控除されていたと思うので、この期間が厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

申立期間②は、B社C支店において、銀行から駅の小口取扱所まで硬貨を運ぶ仕事等をしてきた。正社員になる前に辞め、給料から保険料の控除がされていたか否か記憶に無いが、この期間が厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①において、申立人が勤務したとするA社は、法人登記簿上、申立人の主張するとおりの所在地に実在し、かつ、業務内容についても申立人の主張と合致することから、申立人がA社において勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①において、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、社会保険事務所の記録上、A社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

このほか、申立に係る事実について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②において、申立人が勤務したとするB社C支店は、申立人の主張するとおりの所在地に実在し、かつ、業務内容についても申立人の主張と

合致することから、申立人がB社C支店において勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間②において、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、申立期間②について、申立人は正社員になる前に退職したとしているが、B社は「申立人は臨時職員だと思われる。また、臨時職員は厚生年金保険の被保険者とする慣習は無かった。」としており、同社が申立人に係る厚生年金保険の資格取得の届出を行ったとは認め難い。

さらに、B社における健康保険証の使用状況について、B健康保険組合は、「平成10年に同組合の被保険者でなかった者に係る被保険者記録は確認することができない。」旨回答しており、申立てに係る事実について確認することはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 9 月 1 日から 29 年 8 月 1 日まで

私は、申立期間中の昭和 28 年 4 月頃に現在の自宅を建設するために住宅金融公庫から融資を受けた。当時は融資の審査が厳しく、確かな勤務先に在職している旨の証明を求められた。A社に勤務していなければ融資が受けられなかったはずであり、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚が、「申立人は、A社において3年程度勤務していた。」旨の証言をしていることから、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

また、当該事業所は既に全喪しており、申立期間当時の関連資料等を確認することができず、かつ、当時の役員等の証言を得ることもできない。

さらに、社会保険事務所の記録上、A社が厚生年金保険の適用事業所を全喪した日は昭和27年9月1日であり、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

加えて、社会保険事務所の記録上、申立期間内にB社の加入記録が1か月確認できたため併せて同社についても調査したが、法人登記簿を照会するも同社の記録が確認できない上、同社は既に全喪しており、申立期間当時の関連資料等を確認することができず、当時の代表者等の証言を得ることもできない。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から60年1月までの期間のうち2、
3年の期間
② 昭和54年4月から60年1月までの期間のうち約
2年の期間

申立期間①について、A社において同社の工場内でペンキ塗りや、配電盤のボックス製作をしていた。

申立期間②について、B社において同社の倉庫内で空調設備のパイプの溶接を行っていた。

A社、B社とも保険証をもらったか否か、保険料を控除されていたか否かは覚えていない。また、同社を辞めた後に失業保険をもらった覚えは無い。2社とも勤務期間が1年以上あり厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。(当初の申立てにおいてはC社で面接を受け、実際に勤務していた場所はB社の倉庫だった記憶のため、どちらに在籍したか曖昧ながらもC社に勤務したとしていたが、その後、B社において申立人の在籍記録が存在したことから申立ての事業所をC社からB社に変更した。)

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が提出した、同僚3人分の証言書により、申立人が申立期間の一部につき、同社において勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①について、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

また、A社が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の得喪に関する届出を行ったことを証明する関連資料等が無い。

さらに、申立人について、A社における雇用保険及び厚生年金基金の加入記録が無い。

加えて、申立期間に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者原票について、整理番号に欠番は無く申立人の記録が欠落したとは考え難い。

- 2 申立期間②について、B社の保管する「ザッキュウシハライリスト（給与明細書）」によれば申立人がB社において給与から厚生年金保険料を控除されていなかったことが確認できる。

また、B社の回答によると、「申立人は正社員ではなくパートタイマー扱いで勤務していたため、社会保険には加入させていなかった。」と証言している。

- 3 このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 18 日から 42 年 11 月 12 日まで
② 昭和 43 年 1 月 20 日から同年 5 月 21 日まで

申立期間について脱退手当金を受給している旨の回答をもらった。証拠書(裁定請求書等)があるからと言われても、受給した覚えは無いので、当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所に保管されている申立人の脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金支給決定伺までの一連の証拠書類の記録により、申立期間に係る脱退手当金が支給済みであることが確認できる。

また、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 11 月 25 日から 31 年 3 月 26 日まで
年金の裁定請求手続をした時に脱退手当金が支給済みであることを知った。50 年程前のことで、既に A 市に来ていたので脱退手当金は受け取っていない。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 4 か月後の昭和 31 年 7 月 24 日に支給決定されているほか、被保険者台帳に給付記録が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 31 年 3 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 13 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、10 人に脱退手当金の支給記録があり、うち 8 人について資格喪失日の約 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年6月15日から30年3月30日まで
② 昭和33年2月25日から同年12月1日まで

私は、当時、脱退手当金という制度があることも知らなかったし、受け取った覚えも無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和34年1月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿において、昭和33年10月1日から37年5月14日までの間に資格喪失している39人の女性(申立人を含む。)のうち、受給資格者17人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、12人に受給記録があり、このうち10人が資格喪失日の約4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 812

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 1 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給済みであるので、年金額の計算には算入されないとの回答を得た。受給した記憶が全く無いので、申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所保管の申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和36年7月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 40 年 7 月 31 日まで

平成 17 年に社会保険事務所に障害年金の手続に行った。年金履歴を調べてもらったが、脱退手当金を受けていると言われ、請求書と領収書の写しを見せられたが自分の筆跡ではなく、請求した覚えも、受給した覚えも無い。老齢厚生年金と障害厚生年金の両方はもらえないから、老齢厚生年金は諦めた方がよいと言われ諦めた。

平成 19 年から両方の年金を受け取れるようになったと聞き、社会保険事務所に行ったが、(退)としてあるからだめと言われた。

会社に連絡するも取り合ってもらえず、近所の社労士事務所に相談したところ、申立てを勧められた。申立期間について年金支給対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 40 年 10 月 11 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 26 日から 34 年 1 月 25 日まで
② 昭和 34 年 2 月 27 日から 35 年 3 月 12 日まで

厚生年金保険に昭和 31 年 3 月 26 日から 35 年 3 月 12 日まで加入していたが、この期間については脱退手当金を受給しているため年金額には算入されない旨の回答をもらった。

脱退手当金については、加入期間調査の回答で初めて知った。この事項に関して、事務手続に出向いたことや立会ったこともなく、また、この件に関して承認もしておらず、脱退手当金も受け取っていない。

申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても申立以上の証言は得られず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 23 日から 36 年 12 月 28 日まで
退職時に同僚の A さんから厚生年金は取っておいたほうがいと助言があり、受給しなかった。当時は B 市に住んでおり、C 市で支給されても取りに行くことはできないし、自分としても退職時には厚生年金を取っておくとしたことを明確に覚えているので、申立期間について年金支給対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の多数の脱退手当金の支給記録によれば、資格喪失後約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされていた可能性が高いものと推認される。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 37 年 2 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月1日から31年8月10日まで

私は、昭和31年8月12日に早番で午後2時まで勤務し、そのまま他の従業員とともに帰省した。退職の際に脱退手当金の手続をしていないし、手続方法も知らない。私は脱退手当金を受け取っていないので、申立期間の受給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出を受けた脱退手当金請求控えによれば、脱退手当金の請求手続日は、申立人と同僚3人が同日であり、社会保険事務所の支給決定日は、申立人と同僚3人が同日であることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求があった可能性が高いものと認められる。

また、申立人の被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1か月後の昭和31年9月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月 1 日から 41 年 4 月 11 日まで
平成 19 年の秋、夫の年金手続に社会保険事務所に行った際、私の厚生年金保険の期間についても確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されていることが分かった。

私は、昭和 31 年、中学卒業後に A 社に入社し、10 年間勤務した後、結婚のため退職したが、退職の際に脱退手当金を受給した記憶は無い。

また、社会保険事務所で脱退手当金関係の書類を見せてもらったが、請求書の筆跡は、私のものではない。

結婚するまでは両親と暮らし、結婚後は同一市内の他区に移ったが、週に 1 回から 2 回は実家に戻って両親の世話をしていた。両親は読み書きが出来ず、郵便物は私が実家に戻るまで、そのままにしていた。社会保険事務所からの郵便物にはまったく記憶が無いので、脱退手当金を受け取っていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い。

また、社会保険事務所が保管している脱退手当金裁定請求書によると、社会保険事務所は、脱退手当金裁定請求書を昭和 41 年 5 月 10 日に受理、同年 6 月 25 日に支給決定し、同年 7 月 26 日に申立人の実家とみられる B 市の住所に対して隔地払いにより支払いを行ったことが確認でき、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 1 日から 43 年 2 月 11 日まで
平成19年10月に社会保険事務所で年金の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているので、被保険者であった期間には算入されないと教えられた。

しかし、私は脱退手当金を受給した覚えは無いため、厚生年金保険の被保険者であった期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、社会保険事務所が保存している申立人の「厚生年金保険脱退手当金支給報告書」により、申立人に対し、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 か月後の昭和43年 3 月 14 日に脱退手当金 2 万 4, 203 円が支給されていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立てに係る事業所は、退職者には脱退手当金制度の説明を行い、書類は会社が作成していたとしているところ、同事業所の被保険者名簿において申立人に係る健康保険整理番号の前後12人の女性のうち、受給資格のある 7 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、5 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、また、資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人には受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 18 日から 43 年 7 月 1 日まで

私は、脱退手当金の支給日とされる昭和43年10月31日は新婚旅行中であり、その後も受給の手続きはしていない。また、A社に問い合わせをしたが、会社では脱退手当金の代理請求はしていないとの回答であった。脱退手当金の請求手続に必要な厚生年金保険被保険者証は、平成19年に社会保険事務所で見本を見せてもらったが私は今まで見たことがない。

私は、年金手帳を平成4年に再発行してもらったが、当該手帳を見ると旧姓から新姓への訂正が再発行日になされている。脱退手当金を受け取っていたのであれば、私は必ず、婚姻した昭和43年の時点で氏名変更の手続を行ったはずである。

以上の理由から、私は脱退手当金を受け取っていないので、厚生年金保険受給資格の復活と支払いを求める。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社に係る被保険者原票のうち、申立人と同日の昭和40年3月18日に資格取得し、昭和42年から44年に資格喪失した者33人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、24人について支給記録があり、そのうち20人が資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある二人が事業主による代理請求で脱退手当金を受領したと証言している。

また、A社は申立期間当時、退職時に希望があれば資格喪失手続と併せて脱退手当金の裁定手続を行っていたとしている。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約4か月後の昭和43年10月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 25 日から 42 年 5 月 21 日まで
私は、脱退手当金が支給されたとする時期は妊娠しており、もらいに行ける状況ではなかったし、もらった記憶も無いので記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の厚生年金保険被保険者原票の氏名は婚姻に伴い正しく変更処理がなされており、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、支給決定日は妊娠 8 か月であったことを理由として、当時、脱退手当金を受け取りに行ける状態ではなかったと主張しているところ、この主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年1月24日
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月22日から35年4月21日まで
私は、A社において厚生年金保険に加入していた期間が、脱退手当金として清算済みとなっていることに納得できない。
申立期間について、年金給付の計算の基礎とすべき厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があり、申立人の厚生年金保険資格喪失日（昭和35年4月21日）の属する年の前後1年以内に資格を喪失し、かつ、脱退手当金の支給記録が確認できる者17人のうち、16人について資格喪失日の約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。